

総務委員会資料

川崎市「特別自治市」制度の基本的な考え方について

資料1 川崎市「特別自治市」制度の基本的な考え方（概要）

資料2 川崎市「特別自治市」制度の基本的な考え方

平成25年5月24日
総合企画局

川崎市「特別自治市」制度の基本的な考え方（概要）

〔 〕内は、資料 2 の頁

【目的】 本市は、平成 22 年 10 月に「地方分権の推進に関する方針」を策定し、眞の分権型社会の実現のためには、新たな大都市制度の創設が必要であることを示した。この「川崎市「特別自治市」制度の基本的な考え方」は、国の第 30 次地方制度調査会での「大都市制度のあり方」の議論が進む中で、本市が提倡する新たな大都市制度としての「特別自治市」制度の基本的な考え方を明らかにするものである。〔1 頁〕

I 「特別自治市」制度創設について [1 ~ 2 頁]

1 大都市の果たすべき役割 [1 頁]

〈我が国では〉

- ◆経済成長率の低下、国際競争力の停滞
- ◆少子高齢化の進展
- ◆環境問題、大災害の発生等への対応

〈特に大都市においては〉

- ◆インフラの老朽化
- ◆ごみの処理や生活環境の保全
- ◆保育所の待機児童数の増加、生活保護受給者の増加など
⇒ 多くの行政財政需要や様々な都市の課題を抱えている。

・大都市は、これらの様々な課題を解決するため、自主的・自立的な行政財政運営の下、迅速・的確・柔軟に施策を実施するとともに、効果的・効率的に住民サービスの提供を行うことが必要

・大都市は、地域の特性を最大限に生かし、地域の活性化を図りながら、日本経済の成長エンジンを担うなど、我が国を牽引する推進力となる大都市経営を行うことが必要

2 現在の大都市制度の課題 [1 頁]

- ・指定都市制度は、昭和 31 年に暫定的に地方自治法に定められ、その後、大都市を取り巻く状況の大きな変化や制度としての課題が顕在化しているにもかかわらず、50 年以上も抜本的な改正が行われておらず、制度疲労が生じており、大都市は、その果たすべき役割を十分に發揮することが難しい状況となっている。

〈主な課題〉

- ◆様々な都市的課題等の解決に必要な一體的・総合的な事務権限がない
- ◆効率的・効果的な住民サービスを難しくする県との二重行政等
- ◆大都市特有の行政財政需要に応じた税制上の措置が不十分
- ◆県からの大都市特例事務に見合う税制上の措置が不十分
- ◆税金が国又は県を経て、補助金として市町村に交付されることによる、行政責任の所在の不明確さや多くの無駄とともに、住民による税金の使途のチェックが行われにくく

3 真の分権型社会にふさわしい大都市制度の創設 [2 頁]

- 大都市の自主的・自立的な行政財政運営が可能となる制度として、新たな大都市制度の創設が必要
- そのためには、道州制の導入を目指す中で、基礎自治体中心の地方分権改革にのっとり、国から地方への、広域自治体から基礎自治体への事務権限等、税財源の移譲を積極的に進めることが必要
- また、眞の分権型社会にふさわしい、住民により身近なところで行政を行う、住民に分かりやすい行政の仕組みを構築することが必要

「特別自治市」制度の創設

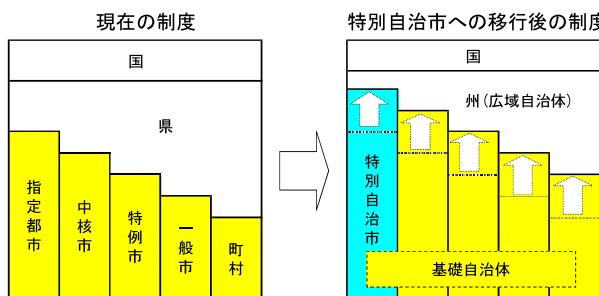
II 川崎市「特別自治市」制度の基本構成 [3 ~ 7 頁]

1 基本事項 [3 頁]

- | | |
|------------|--|
| (1) 区域 | ◆指定都市の区域 |
| (2) 要件、手続等 | <ul style="list-style-type: none"> ◆移行時に指定都市であること。 ◆県との協議・合意を行うこと。 ◆国との事前協議を行うこと。 ◆市議会・県議会の議決を経ること。 ◆市民を対象とする住民投票を実施すること。 |

- (3) 「特別自治市」の役割等
- ・原則として、特別自治市の区域において行われる市民に身近な生活に関連する全ての事務権限等を担うことにより、地域の課題を一元的に解決することを可能とする仕組みとする。
 - ・道州制の下では、特別自治市の区域は州（広域自治体）に包括されるものとする。

〈特別自治市のイメージ〉



2 事務権限等の範囲 [4 頁]

- ・原則として、指定都市が行っている事務権限等に加え、県が行っている指定都市の市域における事務権限等（広域自治体が担うべき真に広域的なものを除く。）を担う。

〈「特別自治市」が担う主な事務権限等〉〔別表〕 [8 ~ 11 頁]

- | |
|--------------------------------|
| ◆まちづくり・土地（都市計画等）に関する事務権限 |
| ◆福祉（児童福祉、高齢者福祉等）、医療・衛生に関する事務権限 |
| ◆安全（消防・災害対策・危機管理）に関する事務権限 等 |

※ 広域自治体は、真に広域的な事務権限等や基礎自治体の補完事務を重点的に担う役割とする。

3 税財政制度の仕組み [5 頁]

- ・特別自治市の区域内から生ずる現行の各種県税については、市税とあわせて、特別自治市が一元的に賦課徴収する。
- ・特別自治市は、特別自治市の区域内における「真に広域的な事務権限等」に係る経費を広域自治体に対して負担する。

4 区のあり方 [5 頁]

- ・特別自治市に行政区を設置し、区長を置く。
(本市は、他の指定都市に先駆けて区民会議の仕組みを条例で定めることや区役所の機能強化などの積極的な取組を行ってきており、「特別自治市」への移行後も更に充実させていく。)

5 関与のあり方 [6 頁]

- ・特別自治市（基礎自治体）が、自己決定・自己責任の下、基準を定めることを可能とする制度の構築が必要

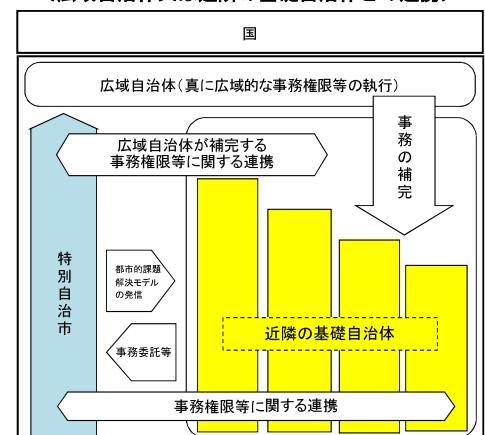
6 施設等の取り扱い [6 頁]

- ・特別自治市の区域内に設置されている県の施設等については、原則として特別自治市への移行と同時に、事務権限等とともに移管する。

7 広域自治体又は近隣の基礎自治体との連携 [7 頁]

- ・特別自治市は、広域自治体又は近隣の基礎自治体と、対等な立場で共通の課題解決に向けての事務権限等の連携又は共同執行等の仕組みの構築・充実を図る。

〈広域自治体又は近隣の基礎自治体との連携〉



8 協議の場の設置 [7 頁]

- ・眞の分権型社会の構築のため、広域自治体と特別自治市（基礎自治体）が対等な立場で協議、調整等を行う法定の広域自治体と特別自治市（基礎自治体）による協議の場を設置することが必要

川崎市「特別自治市」制度の 基本的な考え方

2013（平成25）年5月

目 次

I 「特別自治市」制度創設について

1 大都市の果たすべき役割	1
2 現在の大都市制度の課題	1
3 真の分権型社会にふさわしい大都市制度の創設	2

II 川崎市「特別自治市」制度の基本構成

1 基本事項	3
2 事務権限等の範囲	4
3 税財政制度の仕組み	5
4 区のあり方	5
5 関与のあり方	6
6 施設等の取扱い	6
7 広域自治体又は近隣の基礎自治体との連携	7
8 協議の場の設置	7
別表「特別自治市」が担う主な事務権限等	8

I 「特別自治市」制度創設について

本市は、平成 22 年 10 月に「**地方分権の推進に関する方針**」を策定し、真の分権型社会の実現のためには、新たな大都市制度の創設が必要であることを示した。

この「**川崎市「特別自治市」制度の基本的な考え方**」は、国の第 30 次地方制度調査会での「**大都市制度のあり方**」の議論が進む中で、本市が提唱する新たな大都市制度としての「**特別自治市**」制度の基本的な考え方を明らかにするものである。

1 大都市の果たすべき役割

(1) 我が国では、国・地方における過去最大の債務や高い失業率、経済成長率の低下や国際競争力の著しい停滞などとともに、少子高齢化の進展や環境問題、大災害の発生等への対応・対策など、様々な課題が生じている。

特に人口や企業など経済の集中する大都市では、インフラの老朽化等に伴う整備・保全、ごみの処理、生活環境の保全、保育所の待機児童数の増加、生活保護受給者や高齢者に係る経費の著しい増加等の行財政需要に対応していく必要など、様々な都市的な課題を抱えている。

これらの課題の解決に向け、**大都市**は、**自主的・自立的な行財政運営**の下、**迅速・的確・柔軟に施策を実施**するとともに、**効果的・効率的に、更に充実した住民サービスの提供**を行うことが必要である。

(2) 一方、経済、金融等のグローバル化の進展や、アジア諸国の経済成長による都市間競争の激化とともに、地球環境の保全等、各国が連携して対応しなければならない課題も多く生じている。

こうした国際社会の変化に対応するため、**大都市**は、**それぞれの地域の特性を最大限に生かし、地域の活性化を図りながら、日本経済の成長エンジンを担う**など、我が国を牽引する推進力となる**大都市経営**を行うことが必要である。

2 現在の大都市制度の課題

地域のことは地域で決定する仕組みの構築を目指す地方分権改革においては、地方自治体が自己決定・自己責任の下に、地域の特性を最大限に生かした都市経営を行うことを可能とする制度改革が必要である。

その中で、指定都市制度は、昭和 31 年に暫定的に地方自治法に定められ、その後、大都市を取り巻く状況の大きな変化や制度としての課題が顕在化しているにもかかわらず、50 年以上も抜本的な改正が行われておらず、制度疲労が生じており、大都市は、その果たすべき役割を十分に發揮することが難しい状況となっている。

＜大都市制度の主な課題＞

- 様々な都市的課題等の解決に必要な**一体的・総合的な事務権限がないこと。**
- 効果的・効率的な住民サービスなどの推進を難しい状況とする**県との二重行政等があること。**
- ごみ処理や生活保護などに係る**大都市特有の行財政需要に応じた税制上の措置が不十分であること。**
- 県に代わって指定都市が担う**大都市特例事務に見合う税制上の措置が不十分であること。**
- 税金が国又は県を経て、補助金として市町村に交付されることなどによる**行政責任の所在の不明確さや多くの無駄とともに、住民による税金の使途のチェックが行われにくいこと。**

したがって、多様化する住民ニーズ、複雑化する都市的課題及び大都市の抱える多大な行財政需要に対して、自主的・自立的な行財政運営の下、**大都市においてこれまでに形成された都市の一体性や、スケールメリットを最大限に生かしながら、大都市自らの事務権限、事務・事業（以下「事務権限等」という。）として一元的・総合的に執行し、迅速・的確・柔軟に施策を実施するとともに、効果的・効率的に、更に充実した住民サービスの提供を行っていくための制度（仕組み）**が必要である。

3 真の分権型社会にふさわしい大都市制度の創設

制度の課題等を解決又は改善し、大都市が果たすべき役割を十分に發揮させていくためには、**大都市の自主的・自立的な行財政運営が可能となる制度（仕組み）として、新たな大都市制度「特別自治市」の創設が必要である。**

そのためには、道州制※の導入を目指す中で、基礎自治体中心の地方分権改革にのっとり、国から地方への、広域自治体から基礎自治体への事務権限等とそれらに見合う税源の移譲を積極的に進めることが必要である。

また、この特別自治市制度の中では、更に充実した住民サービスの提供を可能とする、**真の分権型の社会にふさわしい、住民により身近なところで行政を行う、住民に分かりやすい行財政の仕組みを、併せて構築する必要がある。**

※ 道州制とは、現在の都道府県を廃止して、より広い区域を所管する道州を新たに置くことにより、現在、国が行っている事務について、外交・防衛など国でしかできないものを除き、基本的に道州（広域自治体）と市町村（基礎自治体）で担う制度のことをいう。

II 川崎市「特別自治市」制度の基本構成

1 基本事項

(1) 区域

指定都市の区域とする。

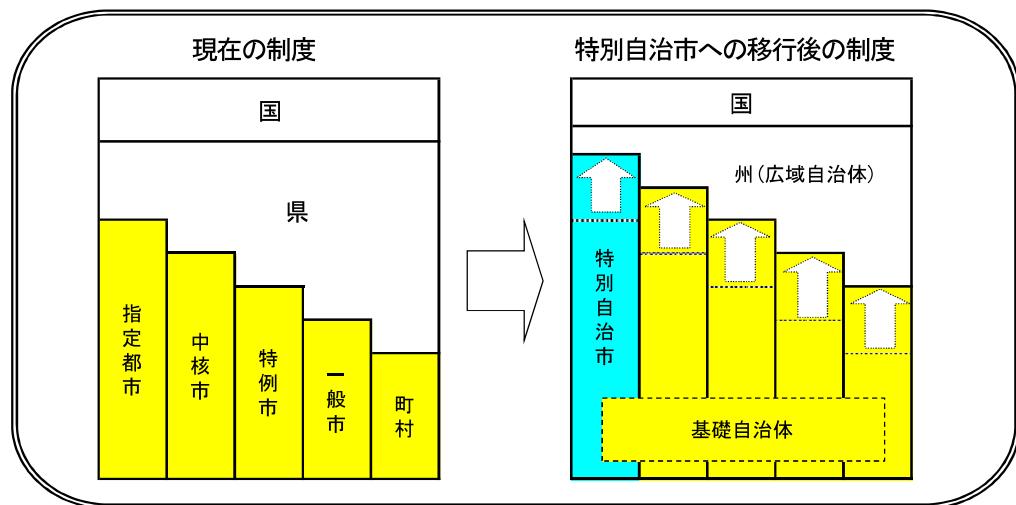
(2) 要件、手続等

- ・移行時に指定都市であること。
- ・県との協議・合意を行うこと。
- ・国との事前協議を行うこと。
- ・市議会・県議会の議決を経ること。
- ・市民を対象とする住民投票を実施すること。

(3) 「特別自治市」の役割等

特別自治市制度は、原則として、これまで県が行っていたものを含め、特別自治市の区域において行われる市民に身近な生活に関連する全ての事務権限等を担うことにより、地域の課題を一元的に解決することなどを可能とする仕組みとするもので、道州制の下では、特別自治市の区域は州（広域自治体）に包括されるものとする。

＜特別自治市のイメージ＞【図1】



※ 州（広域自治体）は、真に広域的な事務権限等（国の出先機関の事務権限等の一部を含む。）や実務を伴った市町村（基礎自治体）の補完事務を重点的に担うことにより、真に広域的な課題を確実に解決することを可能とする仕組みとする。なお、その実現のためには、国から地方へ、広域自治体から特別自治市等への事務権限等とそれらに見合う税源の移譲を進めるものとする。

(参考) 道州制への移行過程における広域自治体と基礎自治体との関係について

道州制への移行過程における基礎自治体が行う事務権限等への対応については、特別自治市と近隣の基礎自治体との連携による対応や、現行の県の機能を残しながら、特別自治市以外の市町村を特別区として再編し、県が事務権限等を補完していくなど、基礎自治体が地域の特性を最大限に生かしながら、地域経営を行えるような仕組みも考えられる。

2 事務権限等の範囲

特別自治市は、原則として、指定都市が行っている事務権限等に加え、県が行っている指定都市の市域における事務権限等（広域自治体が担うべき真に広域的なものを除く。）を担うものとする。

特別自治市が新たに担う事務権限等の主な内容は、県が行っている許認可、受理、登録、審議会等の設置、計画等の策定及び基準の設定、立入検査、命令、報告徴収その他事務・事業（国の出先機関の事務権限等の一部を含む。）であり、別表の「市域において県が行っている主な事務権限等」に記載のとおりである。

なお、県が行っている事務権限等で、広域自治体が担うべき真に広域的な事務権限等のうち主なものは、次のとおりである。

＜主な真に広域的な事務権限等＞

〔安全（警察）〕

- ・犯罪捜査などに係る警察の事務権限等※
古物営業の許可（古物営業法）
鉄砲又は刀剣類の所持の許可（銃砲刀剣類所持等取締法）他

〔環境対策〕

- ・公害防止計画の策定（環境基本法）
・窒素酸化物総量削減計画の策定（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法）

〔まちづくり・土地〕

- ・国土の利用に関する計画の策定（国土利用計画法）

〔林業・漁業〕

- ・地域森林計画の策定（森林法）

※ 犯罪捜査などに係る警察の事務権限等の執行方法などについては、今後十分な検討が必要である。

3 税財政制度の仕組み

特別自治市の区域内から生ずる現行の各種県税については、現在徴収している市税とあわせて、特別自治市が一元的に賦課徴収する。

また、特別自治市の区域内における「真に広域的な事務権限等」に係る経費については、特別自治市が負担することとし、広域自治体に対して「交付金」、「負担金」の形で支出する。

なお、特別自治市の財政調整機能については、現行の地方交付税制度を前提としたものとする。そのため、特別自治市の税収入や広域的な事務権限に対する負担等を反映した地方交付税算定方法の見直し等が必要になる。

4 区のあり方

特別自治市に行政区を設置し、区長を置く。

特別自治市は、大都市の一体性やスケールメリット、大都市の権能を生かしながら、効果的・効率的な行財政運営を行っていく一方、行政区の特性を最大限に生かし、住民自治の更なる充実のために、様々な工夫を凝らしてその仕組みを構築していくことが不可欠である。特に、地域における課題解決に向けて、市民が主体的な役割を果たせる仕組みを構築することが重要である。

＜本市のこれまでの取組＞

例えば本市では、他の指定都市に先駆けて区民会議の仕組みを条例で定めることや、区役所の機能強化などの積極的な取組を行ってきており、特別自治市への移行後も、各指定都市における取組を更に充実させていくことが地方分権改革の趣旨にも沿うものとなる。

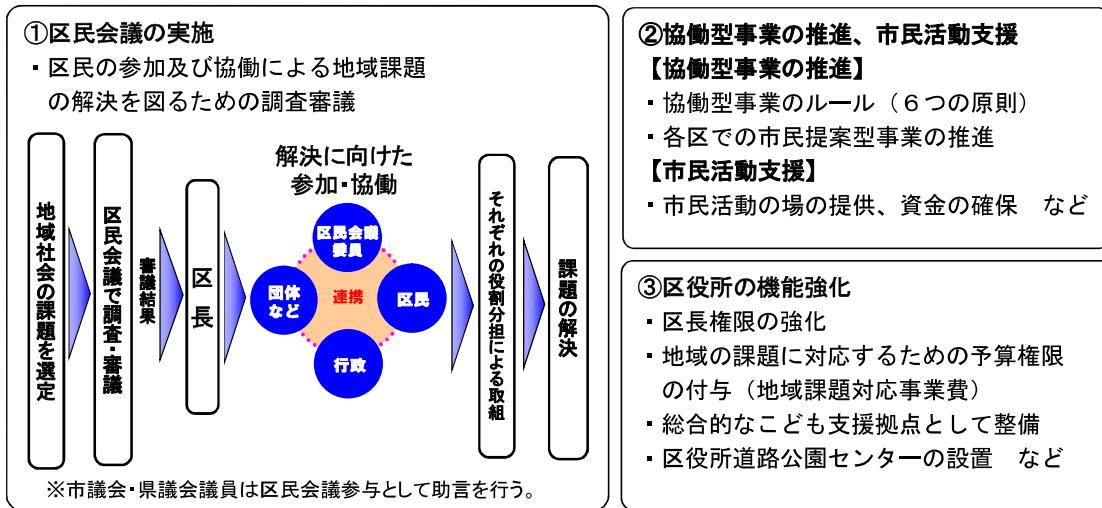
現在、本市においては、約15万人～23万人の人口を有する行政区を7区設置し、住民自治を拡充する一つの手法として、条例で区ごとに「区民会議」を設置している。

「区民会議」の委員は、区の区域内で活動を行う団体から推薦された者や公募区民等で構成され、また、市議会議員及び県議会議員は、選挙区とされる区の「区民会議」において必要な助言をすることができる「区民会議参与」として参画している。

「区民会議」は、地域社会の課題等を地域で自ら発見するとともに、その解決を図るために方針や方策について、区民が主体となり、調査審議をし、解決に結びつける機能を果たしている。

また、本市は、区役所で利便性の高い快適な窓口サービスの提供に加えて、協働型事業の推進や市民活動支援の取組を行うとともに、予算権限の付与や、総合的なこども支援拠点の整備などの機能強化を行い、地域の課題を自ら発見し解決する市民協働の拠点としての区役所の整備を進めている。

＜区における住民自治拡充の取組＞【図2】



5 関与のあり方

いわゆる第1次・第2次一括法により、関与のあり方については、義務付け・枠付けの見直しとして、例えば、施設・公物設置管理の基準について、政省令に定める「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」による制約の下での条例への委任を認めることや、同意を要する協議を、同意を要しない協議又は事後の報告とすることなどの見直しが行われた。

今後の国又は広域自治体の関与は、廃止又は可能な限り最小とする必要があり、施設・公物設置管理の基準については、「従うべき基準」等の制約を設けず、特別自治市（基礎自治体）が、自己決定・自己責任の下、基準を定めることを可能とする制度の構築が必要である。

6 施設等の取扱い

特別自治市の区域内に設置されている県の施設等については、原則として特別自治市への移行と同時に、事務権限等とともに移管する。

また、移管された施設等については、特別自治市の既存の同種の施設等と一体的に管理・運営を行う。

＜本市内の主な県の施設等＞

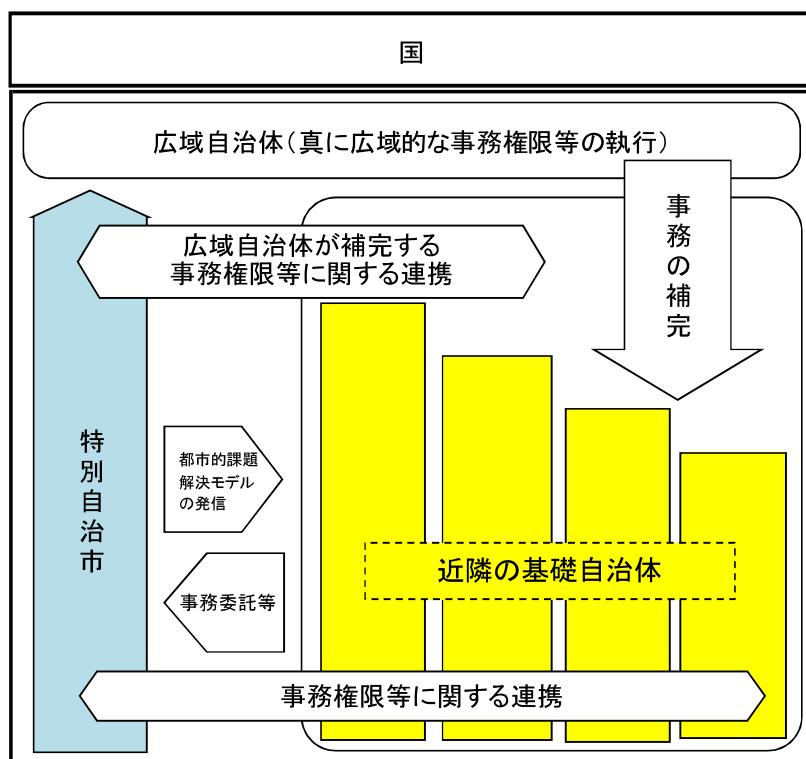
県税事務所、パスポートセンター支所、高等学校、特別支援学校 ほか

7 広域自治体又は近隣の基礎自治体との連携

特別自治市は、広域自治体又は近隣の基礎自治体と、対等な立場で共通の課題解決に向けての事務権限等の連携又は共同執行や施設等の共同利用、職員交流・研修等の仕組みの構築・充実を図っていく。

また、特別自治市は、都市的課題解決モデルの発信や近隣の基礎自治体との水平連携の中心的な役割、事務の委託を受けること等の役割を担う。

＜広域自治体又は近隣の基礎自治体との連携＞【図3】



8 協議の場の設置

眞の分権型社会の構築のため、広域自治体と基礎自治体に関する新たな役割分担に関する事項等、地域の実情を踏まえた自治制度の構築や課題等の解決を図る取組等について、広域自治体と特別自治市（基礎自治体）が対等な立場で協議、調整等を行う法定の広域自治体と特別自治市（基礎自治体）による協議の場を設置することが必要である。

<「特別自治市」が担う主な事務権限等>

別表

分野等		市域において県が行っている 主な事務権限等	指定都市が行っている 主な事務権限等	「特別自治市」による一 体的・総合的な事務権限 等の執行により、特に効 果が認められるもの
まちづくり・ 土地	都市計画等	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画区域の指定 ○都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定 ○都市計画事業の認可 ○再開発会社の市街地再開発事業の認可 ○市街地再開発組合の設立の認可 ○防災街区整備事業の個人施行の認可 ○収用委員会の設置 ○土地利用基本計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○用途地域等の地域地区、区域区分の決定、都市再開発方針等に関する都市計画、道路・公園等の都市施設、地区計画等の都市計画決定等、開発許可 ○市街地再開発促進区域内における建築の許可 ○景観法に係る手続 ○駐車場法に係る手続 ○防災街区計画整備組合の設立の認可 ○宅地造成工事規制区域の指定 ○広告物の表示又は掲出物件の設置許可 ○土地区画整理法の施行(個人施行者による土地区画整理事業の認可) ○土地を譲渡しようとする場合の土地所有者からの届出の受理 ○土地利用審査会の設置 	○都市計画全般、再開発事業など、複合的なまちづくりの推進が可能
道路・河川	道路整備・ 管理	<ul style="list-style-type: none"> ○県道の路線の認定 ○沿道整備道路の指定 ○道路交通騒音減少計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○一般国道（指定区間外）の整備・管理 ○県道の整備・管理 ○市道の整備・管理 ○自転車等の放置自転車対策 	
	河川管理	<ul style="list-style-type: none"> ○1級河川（指定区間）の整備・管理等 ○河川審議会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○1級河川（指定区間のうち協定区間）の整備 ○準用河川整備・管理 	
港湾・ 上下水道	港湾管理		<ul style="list-style-type: none"> ○港湾管理 ○港湾施設の利用許可 ○コンテナターミナルの管理 ○埋立事業 ○海岸保全区域の管理 	
	上下水道 整備・管理	<ul style="list-style-type: none"> ○広域的水道整備計画の策定 ○流域別下水道整備総合計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道の整備・管理 ○水道の維持・管理 	
交通	交通施策	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車道事業の免許 ○一般自動車道の工事施行の認可 ○自動車運輸代行業の認定 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域交通施策 ○市営バスの経営 	
建築・住宅	建築基準	<ul style="list-style-type: none"> ○建築計画の確認業務を行う者の指定 ○耐震改修促進計画の策定 ○建設業の許可 	<ul style="list-style-type: none"> ○建築基準法の施行(確認・検査、許可、認定、指定) ○建築行為・開発行為の総合調整 ○建築等紛争調停委員会の設置 ○耐震改修促進計画の策定 	
	住宅整備・ 管理	<ul style="list-style-type: none"> ○公営住宅の整備・管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○公営住宅の整備・管理 	
環境	ごみ処理	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物再生事業者の登録 ○浄化槽工事業者の登録・検査機関の指定 	<ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物の処理業の許可、一般廃棄物の処理・運搬 ○産業廃棄物処理業の許可（一部の許可を除く。） ○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の施行 ○使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行（引取業者・フロン類回収業者の登録） ○浄化槽の設置に伴う審査 	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物に係る総合的な施策の推進が可能
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定・計画の策定 ○第1種フロン類回収業者の登録 ○地球温暖化対策 ○公害防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○国際環境施策 ○環境影響評価 ○ばい煙発生施設の設置の届出受理、自動車排出ガスの濃度の測定 ○騒音に係る規制基準の設定、自動車騒音の状況の常時監視 ○振動に係る規制基準の設定、振動の測定実施 ○地球温暖化対策 ○公害防止事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域自治体との連携を図るとともに、市域で実施可能な基準の設定、対策の実施などによる総合的な対策の推進が可能

分野等		市域において県が行っている 主な事務権限等	指定都市が行っている 主な事務権限等	「特別自治市」による一 体的・総合的な事務権限 等の執行により、特に効 果が認められるもの
環境	公園整備・ 管理	○県立公園の整備・管理	○公園の整備・管理 ○墓地・靈堂の使用許可 ○動物公園の維持管理 ○緑地管理機構の指定<県の事務処理 の特例に関する条例（以下「特例条例」という。）により市へ移譲済>	○地域の実情に合わせ た一體的な公園の管理 が可能
産業	工業振興	○地域産業振興施策 ○企業立地施策	○企業立地・誘致施策 ○国際的産業振興（経済・環境） ○産業振興施策 ○産業高度化支援・販路開拓 ○中小企業対策 ○新エネルギー振興 ○福祉産業振興 ○協業組合の設立の認可<特例条例に より市へ移譲済> ※市内には、採石業、砂利採取業及び 鉱業を行っている事業者はない	○更に一體的な施策の 推進が可能
	商業振興	○商工組合等の設立の認可 ○経営革新計画の承認 ○消費生活協同組合の設立の認可 ○計量法に基づく特殊容器の製造等に 係る業者の指定 ○地方卸売市場の開設の許可	○中心市街地の活性化 ○商店街振興 ○大規模小売店舗立地法の施行（大規 模小売店舗の新設に関する届出受理 等） ○商店街振興組合等の商店街整備計画 の認定 ○卸売市場の維持・管理	○更に一體的な施策の 推進が可能
	金融	○貸金業者の登録	○中小企業の金融の相談等、資金の融 資	
	観光振興	○旅行業者等の登録 ○外客來訪促進計画の策定 ○通訳案内士の登録	○観光振興事業	
林業・漁業	林業	○開発行為の許可	○森林整備計画の策定 ○伐採・伐採後の造林の届出の受理	
農業	農業振興	○農地転用の許可（4ha以下の農地に限 る。） ○農業振興地域整備基本方針の策定 ○農業振興地域の指定	○農業経営基盤強化促進基本構想の策 定及び促進施策 ○農業振興（地産地消の推進、担い手 の育成、農業技術支援、経営安定対策 等） ○農業生産基盤整備（當農団地整備、 農業振興地域整備計画の管理、農業用 水の利用調整等）	○都市部における農業 の総合的な推進が可能
雇用・労働	雇用施策・ 労働	○職業の紹介（国の事務権限） ○地域雇用対策 ○職業能力開発短期大学校、職業能力 開発大学校、職業能力開発促進セン ター及び障害者職業能力開発校の設置 ○職業訓練法人の設立の認可 ○職業訓練指導員試験の実施 ○技能検定試験の実施 ○地方労働委員会の設置（労使紛争調 停）	○地域雇用対策 ○勤労者福祉共済事業	○雇用施策について は、職業訓練と本市が 実施している地域雇用 対策などとの連携を図 り、総合的な就業支援 を行ふことが可能 ○また、本市が実施し ている生活保護などの 福祉施策等とも連携を 図り、複合的な施策の 推進が可能 ○国の職業紹介の事務 権限を持つことによ り、更なる施策の展開 が可能となり、雇用の 促進が図られると想定
福祉・保険	児童福祉・ 青少年育成	○保育士の試験事務を実施する機関の 指定 ○特別児童手当等の受給資格及び手当 の額の認定 ○認定こども園の認定 ○有害図書類の指定（県条例）	○児童福祉法の施行（保育所等の児童福 祉施設の設置、児童相談所の設置） ○母子及び寡婦福祉法の施行（母子福 祉資金の貸付け） ○国及び都道府県以外の者の母子家庭 等日常生活支援事業の届出の受理 ○青少年健全育成	○更に総合的な福祉施 策の推進が可能 ○保育園と幼稚園、認 定こども園の設置等に 係る事務権限と併せ て、複合的なこども支 援施策の推進が可能

分野等		市域において県が行っている 主な事務権限等	指定都市が行っている 主な事務権限等	「特別自治市」による一 体的・総合的な事務権限等 の執行により、特に効 果が認められるもの
福祉・保険	高齢者福祉	○介護支援専門員の登録 ○介護員養成研修事業者の指定	○老人福祉法の施行(老人福祉施設の設置、養護老人ホーム・特別養護老人ホームの認可、国及び都道府県以外の者による、老人デイサービスセンターの設置の届出の受理、有料老人ホームの届出の受理) ○介護保険法の施行（指定介護サービス事業者等の指定・指導、介護保険の認定） ○後期高齢者医療の実施	○更に総合的な福祉施策の推進が可能
	障害者福祉等	○障害者介護給付費等不服審査会の設置	○知的障害者福祉法の施行（知的障害者更生相談所の設置） ○身体障害者福祉法の施行（身体障害者更生相談所の設置、身体障害者手帳の交付） ○障害福祉サービス事業者の指定・指導 ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行（精神保健福祉センターの設置） ○障害者自立支援法の施行（障害者福祉サービス事業者指定・指導）	
	地域福祉	○福祉人材センターの指定 ○国民健康保険組合の設立の認可	○生活保護法の施行（保護の決定・実施、保護施設の設置） ○行旅病人及び行旅死亡人取扱法の施行 ○地域福祉（民生委員の推薦、ホームレスの自立支援対策） ○国民健康保険の運営、国民健康保険運営協議会の設置	○更に総合的な福祉施策の推進が可能
医療・衛生	医療施策	※県立病院の市内設置なし ○医療計画の策定・体制整備 ○災害時医療 ○地方薬事審議会の設置 ○医療費適正化計画の策定 ○獣医療に係る診療施設の開設の届出の受理 ○献血推進計画の策定 ○特定毒物研究者の許可	○地域医療（体制整備・実施） ○災害時医療 ○公立病院の設置 ○薬局の開設の許可 ○救急医療対策 ○病院開設の許可＜特例条例により市へ移譲済＞	○本市が行う病院経営等に加えて、地域の実情を踏まえた良質かつ適切な医療の提供を迅速かつ効果的に実施することができる
	生活・衛生	○食育の推進に関する施策についての計画の策定 ○栄養士、調理師、製菓衛生師、クリーニング師等の免許 ○クリーニング師等の試験の実施 ○死亡した牛の届出の受理 ○植物防疫法に係る防除計画の策定 ○国家資格の申請等の受理（経由事務） ○温泉に係る土地の掘削の許可 ○動物愛護管理推進計画の策定	○健康増進法に基づく健康増進事業 ○食育の推進 ○予防接種 ○公害健康被害補償 ○食品衛生法の施行（営業の許可、監視） ○理容所・美容所・興行場等の構造設備基準等の設定 ○旅館の衛生措置基準等の設定 ○地域保健対策（保健所） ○動物愛護及び管理に関する法律の施行（動物収集の登録、監視等） ○被爆者健康手帳の交付の申請の受理＜特例条例により市へ移譲済＞	○計画の策定、事業者への許可・指導等と本市が実施している事業との総合的な施策の執行が可能
消費者保護	消費者保護	○消費生活に係る相談・命令	○消費生活に係る相談	○広域自治体との連携を図るとともに、市内で完結するものについては、一体的な施策の推進が可能
安全（警察）	交通安全	○公安委員会の設置 ○警察本部の設置 ○信号機又は道路標識等の設置による交通規制 ○運転免許試験の実施、免許証の交付 ○交通安全対策	○交通安全対策 ○違法駐車等の防止 ○交通事故の相談 ○交通安全普及事業	○交通規制と本市が実施している交通安全対策、交通安全普及事業の連携が図られ、総合的な取組の推進が可能 ○交通施策と一体化したまちづくりの推進が可能

分野等		市域において県が行っている 主な事務権限等	指定都市が行っている 主な事務権限等	「特別自治市」による一 体的・総合的な事務権限 等の執行により、特に効 果が認められるもの
安全（消防・災害対策・危機管理）	消防・災害対策・危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ○傷病者の搬送及び受入れに係る実施基準の設定 ○防災会議の設置 ○地震防災緊急事業五箇年計画の策定 ○急傾斜地崩壊危険区域内の指定 ○災害救助法に基づく救助 ○高圧ガスに係る第1種製造者の製造の許可 ○液化石油ガス販売事業者の登録 ○火薬類の製造の許可 	<ul style="list-style-type: none"> ○消防業務 ○防災会議の設置 ○地域防災計画の策定 ○国民保護協議会の設置 ○災害対策本部・国民保護対策本部・緊急対処事態対策本部の設置 ○危険物の許認可・管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策、危機管理など一體的な取組が可能
教育・文化	教育	<ul style="list-style-type: none"> ○県費負担教職員の給与負担、定数の設定 ○公立小学校・中学校の学級編制基準の設定 ○教育委員会の設置 ○高等学校、特別支援学校の設置 ○図書館の設置 ○社会教育事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員の任命 ○教育委員会の設置 ○高等学校、特別支援学校の設置 ○市立小学校、中学校の設置 ○図書館の設置 ○社会教育事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○本市の需要・実情に応じた学級編制など、総合的な教育行政の実施が可能
		<ul style="list-style-type: none"> ○高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の設置等に関する認可 ○私立小学校、私立幼稚園等の設置等に関する認可 ○私立学校審議会の設置 		
	文化	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財保護審議会の設置 ※市内には、県立の博物館、美術館等は設置なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財審議会の設置 ○博物館等の設置 ○市民文化の普及 	
市民・生活一般・その他	市民	<ul style="list-style-type: none"> ○パスポートセンターの設置、旅券の申請受理(経由)・交付 ○人権施策 ○人権擁護委員の委嘱（国の事務権限） 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定非営利活動法人の認証・認定 ○地縁による団体の認可 ○人権施策 	<ul style="list-style-type: none"> ○旅券については、現在の県域全体のサービスを維持するとともに、必要があれば、区単位での発給の申請受理・交付などのサービスも可能
	生活一般	○住民票コードの指定	○戸籍事務・住民基本台帳事務、住居表示等	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○個人の県民税以外の県税の徴収（県税事務所） ○公営目的事業を行う一般社団法人等の認定 ○宗教法人の設立の認証 ※市内には、県立のスポーツ施設は設置なし 	○市税・県税の徴収（市税事務所）	○地方税の一元的な徴収が可能

川崎市「特別自治市」制度の 基本的な考え方

2013（平成25）年5月

川崎市

（問い合わせ先）
川崎市総合企画局自治政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-2761
ファックス 044-200-3800
電子メール 20ziti@city.kawasaki.jp